

## 物品運搬委託業務一般競争入札 入札説明書

公益財団法人西成労働福祉センター

公益財団法人西成労働福祉センターでは、仮移転施設への移転に伴う什器、備品、書類、その他物品の運搬業務について、一般競争入札により契約相手先を選定します。

入札参加者は、この「物品運搬委託業務一般競争入札 入札説明書(以下「入札説明書」という。)」のほか、「入札公告」の内容を遵守するとともに、「契約書(参考)」及び「仕様書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

### 目 次

- 1 業務の概要
- 2 入札公告等の交付
- 3 予定価格の公表
- 4 入札参加資格
- 5 入札参加資格確認手続き
- 6 入札公告等に対する質問及び回答
- 7 入札
- 8 再度の入札
- 9 入札執行の保留、延期又は取り止め
- 10 入札金額
- 11 入札書の無効
- 12 落札者の決定方法
- 13 契約手続等
- 14 実施上の留意事項

### 1 業務の概要

- (1) 業 務 名 公益財団法人西成労働福祉センター仮移転施設移転に伴う物品運搬委託業務
- (2) 履行場所 公益財団法人西成労働福祉センターが指定する場所
- (2) 履行期間 契約締結日から平成31年3月31日まで
- (3) 引越物品 別添「仕様書」のとおり

### 2 入札公告等の交付

「入札公告」、「入札説明書」及び「仕様書」など、入札に参加するために必要となる資料(以下「入札公告等」という。)を、入札参加希望者に対し、交付する。

- (1) 入札公告等の交付

ア 交付日

「入札公告」中、「2 入札日程等」による。

イ 交付方法

下記もしくは公益財団法人西成労働福祉センターホームページにより交付する。

[交付場所]

公益財団法人 西成労働福祉センター 総務課

住所: 大阪市西成区萩之茶屋1-3-44

電話: 06-6641-0131 (代表)

最寄駅: JR大阪環状線新今宮駅、南海本線(高野線)新今宮駅

地下鉄御堂筋線(堺筋線)動物園前駅

[ダウンロード先]

公益財団法人西成労働福祉センターホームページ

(<http://www.osaka-nrfc.or.jp/>) の調達情報欄

(2) 交付する入札公告等の内容

「入札公告」中、「4 交付書類一覧」に示す。

### 3 予定価格の公表

予定価格は、落札決定後公表する。

### 4 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次に掲げる要件とする。

(1) 「入札公告」中、「3 入札参加資格」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関からの取引の停止を

受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (4) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
  - イ 大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - ウ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者、((2)キに掲げる者を除く)又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者((2)キに掲げる者を除く。)
  - エ 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し、府が対価を支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者

## 5 入札参加資格確認手続き

入札参加希望者は、入札参加資格を有することを証明するため、入札日(平成31年1月17日)当日までに、公益財団法人西成労働福祉センターの確認を受けなければならない。

### ア 確認期間

「入札公告」中、「2 入札日程等」による。

### イ 確認方法

(ア) 下記場所あて持参により確認を受けること。郵送又は電送による確認方法は認めない。

大阪市西成区菘之茶屋1-3-44

公益財団法人西成労働福祉センター 総務課

(イ) 提出を求める書類

「入札公告」中、「5 提出書類一覧(1)」に示すもの。なお、提出した書類は返却しない。

## 6 入札公告等に対する質問及び回答

(1) 質問期間及び回答予定日時

「入札公告」中、「2 入札日程等」による。

(2) 質問方法

交付する「入札公告等」の中にある質問書に質問事項を記載の上、下記あて送信すること。

[soumg@osaka-nrfc.or.jp](mailto:soumg@osaka-nrfc.or.jp) ※電子メール以外では受け付けしません。

(3) 回答方法

公益財団法人西成労働福祉センターホームページで回答する。

## 7 入札(開札)

(1) 入札の日時及び場所

「入札公告」中、「2 入札日程等」による。

## (2) 留意事項

ア 郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの委任状を提出すること。

ウ 入札書を提出した後は、入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札場に入場することはできない

## (3) 開札

開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

## 8 再度の入札

開札をした結果、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は1回限りとする。なお、入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者、入札を無効とされた者は、再度の入札に参加することはできない。

## 9 入札執行の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでないと思われるときは、入札執行を保留、延期又は取り止め(以下「保留等」という。)する場合がある。

なお、保留等により入札参加者が被った損失について、公益財団法人西成労働福祉センターは一切の責めを負わない。

(1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。

(2) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。

(3) その他発注者が、やむを得ない事由により入札執行を保留等すべきと判断したとき。

## 10 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 11 入札書の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の確認を行った者が提出した入札書及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

なお、公益財団法人西成労働福祉センターより入札参加資格のある旨確認された者であっても、事後審査の後、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。

また、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

## 12 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の108に相当する額(1円未満切捨て)が予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 13 契約手続等

### (1) 契約書

契約書を作成する。落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して5日以内に公益財団法人西成労働福祉センターに提出しなければならない。但し、公益財団法人西成労働福祉センターの承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。落札者が期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、公益財団法人西成労働福祉センターは契約を締結しないことがある。

### (2) 誓約書

落札者は、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに「入札公告」に示す提出先へ提出(郵送又は持参)しなければならない。誓約書を提出しないときは、公益財団法人西成労働福祉センターは契約を締結しない。(但し、契約金額が500万円未満の場合は提出不要。)

### (3) 契約保証金

ア 落札者は、この契約の締結と同時に、契約金額(単価契約の場合にあつては、契約単価に発注予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

(イ) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。

(ウ) 銀行又は公益財団法人西成労働福祉センターが確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

(エ) 銀行又は公益財団法人西成労働福祉センターが確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

(オ) 銀行又は公益財団法人西成労働福祉センターが確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

(カ) 銀行又は公益財団法人西成労働福祉センターが確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

イ アにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(ア) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(イ) 大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第68条第3号に該当する場合における落札者からの契約保証金免除申請

ウ イ(ア) の場合においては、落札者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を公益財団

法人西成労働福祉センターに寄託しなければならない。

(4) 落札決定の日から契約締結の日までの間において、次のうちアに該当した者とは契約せず、イ又はウのいずれかに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合

イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合

ウ 府を当事者の一方とする契約で、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた場合

(5) (4)アからウまでにより、契約を締結しなくても、公益財団法人西成労働福祉センターは一切の責めを負わないものとする。

(6) 落札者が契約を締結しないとき、又は(4)アからウまでにより公益財団法人西成労働福祉センターが契約を締結しないときは、契約予定額の100分の2に相当する額を公益財団法人西成労働福祉センターに支払わなければならない。

#### 14 実施上の留意事項

(1) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 入札参加確認の書類等に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

(3) 入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。

(4) 開札後「落札候補者」を対象に入札説明書に定める入札参加資格について審査及び確認する。その結果、資格を満たしていないことが判明したときは、契約を締結しない。

(5) 入札結果は、公益財団法人西成労働福祉センターのホームページで公表する。

(6) 入札に際しては、すべて公益財団法人西成労働福祉センターの指示に従うこと。

(7) 入札参加者は、入札後、この入札説明書、仕様書、現場等について不明を理由に異議を申し立てることはできない。